

※ 上段は第1子
下段は第2子

利用者負担額徴収基準額表（保育認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳以上児(2号給付)		3歳未満児(3号給付)			
		徴収基準額(月額)円		徴収基準額(月額)円			
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B	A階層を除き、当該年度分の町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,600	3,600	5,400	5,400		
C	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,600	3,600	5,350	5,290
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	0
		48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	9,900	9,780	11,700	11,580
			上記以外の世帯	4,950	4,890	0	0
		97,000円以上 169,000円未満		3,600	3,600	5,400	5,400
				0	0	0	0
	169,000円以上 301,000円未満		16,200	15,960	18,000	17,760	
			8,100	7,980	0	0	
	3		24,900	24,540	26,700	26,340	
	4		12,450	12,270	0	0	
		34,800	34,260	36,600	36,060		
5		17,400	17,130	18,300	18,030		
		46,200	43,640	48,000	47,280		
		23,100	21,820	24,000	23,640		

- ・利用者負担額は**町民税の所得割額**を基に階層区分が設定されます。
なお、平成30年4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。
- ・教育・保育に必要な教材費や行事参加費等は国の基準どおり実費分を徴収します。
(世帯の所得により助成あり)
- ・利用者負担額は、国の基準額の改正により変更になる場合があります。

●多子軽減について

- ・教育標準時間認定（1号給付）は小学校3年までの範囲において最年長から順に、2人目以降が認定こども園を利用した場合、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・保育認定（2号・3号給付）は認定こども園を同時に利用する最年長から順に、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・3歳未満児の保育料について、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業により、小学生以上をカウントし、第2子以降が0円となります。(表中、保育認定3号給付C-1、C-2、C-3階層の第2子以降)
- ・3歳未満児（保育認定3号給付C-1、C-2、C-3階層の第2子以降利用者負担額が0円になります。